

事務連絡  
令和3年1月5日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課

献血時の問診における服薬状況及び海外地域別の滞在期間について

血液事業につきましては、平素より格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年8月27日付け薬生発 0827 第7号で発出された厚生労働省医薬・生活衛生局長通知「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第25条に基づく健康診断並びに生物由来原料基準第2の1(1)及び2(1)に規定する問診等について」の第1の1(2)ウに定める原疾患により採血しない対象薬物及び服薬中止後の献血延期期間が定められている薬剤については、別表1を、第1の1(2)オ②に定める血液を介して伝搬しうる感染症発症リスクに基づく海外地域、通算滞在歴、滞在期間別の採血制限については、別表2を参照することとしたので、御了知の程、よろしく願いいたします。



## 別表1 服薬状況

下記(1)～(3)に該当する場合も服薬目的に注意し、症状がある場合は採血を延期すること。

(1)当日服用していても採血してよい対象薬物	
①ビタミン薬	服薬目的（貧血治療等）に注意
②ミネラル剤	鉄剤による貧血治療中を除く
③漢方薬	服薬目的（肝疾患、感冒、喘息治療等）に注意
④抗アレルギー薬	ステロイド含有薬は3日間は採血しない
⑤高尿酸血症治療薬	
⑥脂質異常症（高脂血症）治療薬	抗PCSK9抗体（注射薬）は3か月間は採血しない
⑦胃腸薬	感染性胃腸炎症状がある場合を除く
⑧予防薬としての胃酸分泌抑制薬	消化性潰瘍がある場合を除く
⑨低用量ピル	事後の緊急ピルを除く
⑩少量の女性ホルモン	更年期障害や月経困難症等の補充療法
⑪局所投与の薬物 （点鼻、点眼、吸入、外用）	ア) 使用目的（心疾患、喘息等）に注意 病原微生物に対する局所療法薬は、感染症の症状に注意し判断すること イ) 外用抗炎症薬（塗布剤、貼付剤）は広範囲への使用の場合は、3日間は採血しない ウ) 坐薬は、痔疾患薬を除き内服薬と同様に判断する
⑫緩下剤	
⑬降圧薬	ア) 心、腎、血管系の合併症がないこと イ) 血圧がほぼコントロールされていること ウ) 降圧剤の服用開始直後や、服用量を変更した直後は慎重に判断すること
⑭前立腺肥大症治療薬(5)⑤参照	デュタステリド（アボダート、アボルブ、ザガーロ等）、フィナステリド（プロスカール、プロベシア等）を除く
⑮喘息治療薬(3)⑦参照	予防的に用いられる吸入薬（ステロイド、長時間作用性 $\beta$ 2刺激薬等）や抗アレルギー薬
(2)当日服用していなければ採血してよい対象薬物	
①睡眠薬、抗不安薬、マイナートランキライザー	
②非ステロイド系抗炎症薬、風邪薬(3)⑤参照	症状がない場合や軽い頭痛、生理痛等の頓用のみ、血小板を除き採血可
③注射、点滴等	薬効によって採血延期期間が異なることに注意
(3)最終服用日を含む3日間は採血しない対象薬物	
①向精神薬	抗不安薬、マイナートランキライザーを除く
②抗菌薬（抗生物質、化学療法剤）、抗真菌薬	
③抗ウイルス薬	
④止痢薬	
⑤非ステロイド系抗炎症薬、風邪薬(2)②参照	血小板凝集抑制作用のため血小板は3日間は採血しない
⑥痛風発作治療薬	コルヒチン
⑦喘息治療薬(1)⑮参照	$\beta$ 刺激薬（経口、吸入（長時間作用性 $\beta$ 2刺激薬を除く）、貼付）、キサンチン誘導体
⑧事後に服薬する緊急ピル	

<b>(4)原疾患により採血しない対象薬物</b>	
原疾患治療後、服薬が不要となれば改めて採血の適否を判断する。	
①抗けいれん薬	
②抗凝固薬、血小板凝集抑制薬	
③抗甲状腺薬	
④抗不整脈薬	
⑤冠拡張薬	降圧のみを目的とする場合は、(1)に準ずる
⑥強心薬	
⑦抗結核薬	
⑧糖尿病治療薬	
<b>(5)重大な副作用(変異原性、催奇形性等)等が知られている薬物(献血延期期間は薬物ごとに定める。)</b>	
①治療用ホルモン薬(ステロイドホルモン剤、性ホルモン剤、蛋白同化ホルモン剤等)	1ヵ月間延期(原疾患を考慮)
②免疫抑制剤	1ヵ月間延期(原疾患を考慮)
③抗癌剤	5年間延期(原疾患を考慮)
④乾癬治療薬	
a. エトレチナート(チガソン、テジソン等)	無期延期
b. イソトレチノイン(アキュテイン等)* <sup>1</sup>	1ヵ月間延期
c. アシトレチン(ソリアタン等)* <sup>2</sup>	3年間延期
⑤育毛薬/前立腺肥大症治療薬(1)④参照	
a. デュタステリド(アボダート、アボルプ、ザガーロ等)	6ヵ月間延期
b. フィナステリド(プロスカール、プロペシア等)	1ヵ月間延期
*1: レチノイド系(ビタミンAの誘導体)で、日本では未承認。ニキビの治療に用いられる。類似のビタミンA誘導体トレチノインがベサノイド(白血病等で分化誘導療法に用いる。)の名称で市販されている。	
*2: 乾癬治療薬で、日本では未承認。エタノールと同時に摂取するとエトレチナートが形成される。	
<b>(6)輸血用血液製剤以外の特定生物由来製品(献血延期期間は薬物ごとに定める。)</b>	
①アルブミン、免疫グロブリン、抗Dグロブリン、抗破傷風ヒト免疫グロブリン、ヒトハプトグロビン、フィブリノーゲン(手術時)、フィブリンのり、ヒトロンピン等	3ヵ月間延期(以後は、原疾患を考慮して判断する)
②抗HBsヒト免疫グロブリン	6ヵ月間延期
③ヒト由来プラセンタ注射薬	無期延期

別表2 海外渡航・滞在

感染性疾患	地域	国名	カテゴリー	通算滞在歴	滞在時期	採血制限内容	
変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (vCJD)	ヨーロッパ	英国	①	1ヶ月以上(1996年まで) 6ヶ月以上(1997年から)	1980年～ 2004年	採血不可	
		アイルランド イタリア オランダ スペイン フランス ベルギー ポルトガル		6ヶ月以上			
		スイス		6ヶ月以上			1980年～
		オーストリア ギリシャ スウェーデン デンマーク フィンランド ルクセンブルク	②	5年以上 ①に掲げる国の滞在歴を加算する	1980年～ 2004年		
		アイスランド アルバニア アンドラ クロアチア サンマリノ スロバキア スロベニア セルビア モンテネグロ チェコ バチカン ハンガリー ブルガリア ポーランド ボスニア・ヘルツェゴビナ 北マケドニア共和国 マルタ モナコ ノルウェー リヒテンシュタイン ルーマニア		5年以上 ①に掲げる国の滞在歴を加算する	1980年～		
		アジア		①	6ヶ月以上		1980年～ 2004年

感染性疾患	地域	国名	滞在歴等	採血制限内容
シャーガス病	中南米	アルゼンチン ウルグアイ エクアドル エルサルバドル ガイアナ グアテマラ コスタリカ コロンビア スリナム チリ ニカラグア パナマ パラグアイ フォークランド諸島 (英) フランス領ギアナ ブラジル ベネズエラ ベリーズ ペルー ボリビア ホンジュラス メキシコ	ア) これらの国で生まれた、または育った。 イ) 母親または母方の祖母がこれらの国で生まれた、または育った。 ウ) これらの国に連続して4週間以上滞在または居住した。 エ) ア) ~ウ) のいずれかに該当し、対象地域を離れてから、6ヶ月以上経過していない。	ア) ~ウ) は血小板のみ採血不可 エ) は採血不可

感染性疾患	地域	国名	カテゴリー (※)	滞在歴等	採血制限内容
マラリア	アジア	アフガニスタン イエメン イラン インド インドネシア オマーン カンボジア サウジアラビア タイ 大韓民国 タジキスタン 中華人民共和国 朝鮮民主主義人民共和国 ネパール パキスタン バブアニューギニア バングラディシュ 東チモール フィリピン ブータン ベトナム マレーシア ミャンマー ラオス	A/B A/B A/B A/B A/B A/B A/B A/B A/B A/B B A/B A/B A/B A/B A/特B A/B B A/B A/B A/B B A/B	ア) マラリアの流行地域 (B地域、特B地域) で継続して1年を超えて滞在した。 イ) マラリア流行地域 (B地域、特B地域) への滞在の有無に関わらず、予防薬を服用した。 ウ) マラリアの流行地域 (B地域、特B地域) に滞在し、帰国 (入国) 後にマラリアを思わせる症状 (発熱等) があつた。 エ) マラリアの流行地域 (B地域) で、継続して1ヵ月を超えて旅行または滞在した、または期間に関わらず郊外の農村部や森林地帯へ出かけた。 オ) マラリアの流行地域 (特B地域) に、期間や場所、目的 (観光旅行やビジネス旅行) に関わらず、滞在した。	ア) の場合、帰国 (入国) 後3年間は採血不可。 イ) の場合、服用終了後3か月は採血不可。 ウ) の場合、マラリア感染が否定されるまで、採血不可。 エ) オ) の場合、帰国 (入国) 後1年間は採血不可。
	アフリカ	アンゴラ ウガンダ エチオピア エルトリア ガーナ カーボ・ヴェルデ/サン ティアゴ島 ガボン カメルーン ガンビア ギニア ギニアビサウ ケニア コートジボワール コモロ コンゴ共和国 コンゴ民主共和国 サントメ・プリンシペ ザンビア シエラレオネ ジブチ ジンバブエ スーダン エスティワニ 赤道ギニア セネガル ソマリア タンザニア チャド 中央アフリカ	特B 特B A/B A/特B 特B A/B 特B 特B 特B 特B B A/B 特B B 特B 特B B B 特B B B 特B A/B 特B 特B 特B A/特B 特B 特B		

感染性疾患	地域	国名	カテゴリー (※)	滞在歴等	採血制限内容
マラリア	アフリカ	トーゴ	特B	ア) マラリアの流行地域 (B地域、特B地域) で継続して1年を超えて滞在した。 イ) マラリア流行地域 (B地域、特B地域) への滞在の有無に関わらず、予防薬を服用した。 ウ) マラリアの流行地域 (B地域、特B地域) に滞在し、帰国 (入国) 後にマラリアを思わせる症状 (発熱等) があった。 エ) マラリアの流行地域 (B地域) で、継続して1ヵ月を超えて旅行または滞在した、または期間に関わらず郊外の農村部や森林地帯へ出かけた。 オ) マラリアの流行地域 (特B地域) に、期間や場所、目的 (観光旅行やビジネス旅行) に関わらず、滞在した。	ア) の場合、帰国 (入国) 後3年間は採血不可。 イ) の場合、服用終了後3か月は採血不可。 ウ) の場合、マラリア感染が否定されるまで、採血不可。 エ) オ) の場合、帰国 (入国) 後1年間は採血不可。
		ナイジェリア	特B		
		ナミビア	A/B		
		ニジェール	特B		
		西サハラ	B		
		ブルキナファソ	特B		
		ブルンジ	B		
		ベナン	特B		
		ボツアナ	A/B		
		マダガスカル	B		
		マヨット島 (仏領)	B		
		マラウイ	B		
		マリ	特B		
		南アフリカ	A/B		
		南スーダン	特B		
		モザンビーク	B		
		モーリタニア	特B		
	リベリア	特B			
	ルワンダ	B			
	中南米	エクアドル	A/B		
		エルサルバドル	A/B		
		ガイアナ	A/特B		
		フランス領ギアナ	A/B		
		グアテマラ	A/B		
		コスタリカ	A/B		
		コロンビア	A/B		
		スリナム	A/B		
ドミニカ共和国		B			
ニカラグア		A/B			
オセアニア	ハイチ	B			
	パナマ	A/B			
	ブラジル	A/B			
	ベネズエラ	A/B			
	ベリーズ	A/B			
	ペルー	A/B			
	ポリビア	A/B			
	ホンジュラス	A/B			
メキシコ	A/B				
ソロモン諸島	特B				
バヌアツ	B				

(※) CDCの感染症情報を基に対象地域をA・B・特Bの3地域に分類する

A：マラリアの発生が報告されていない地域

B：マラリア感染リスクが「Very Low」、「Low」、「Moderate」、「No Data」とされる地域

特B：マラリア感染リスクが「High」とされる地域

A/B：地域によりA又はBに区分

A/特B：地域によりA又は特Bに区分

